

## 豊中市新型コロナワクチン接種準備金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、病院、医科診療所（以下「医療機関」という。）が、新型コロナワクチン（以下「ワクチン」という。）接種事業を実施するため、接種体制の構築・整備に係る準備費用を医療機関に交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (準備金の交付対象者)

第2条 豊中市長（以下「市長」という。）は、次の各号のいずれにも該当する医療機関に対し、準備金を交付するものとする。

- (1) 国が示すワクチン接種事業の期間（以下「事業期間」という。）内に、医療法に基づき病院、医科診療所の開設の許可を受け、及び届出をしているものであって、豊中市内に開設しているものであること。
- (2) 事業期間内にワクチンの住民接種を実施したものであること。
- (3) この要綱に基づきすでに準備金の交付または支払いを受けていない者

### (準備金の額)

第3条 準備金の金額は、1医療機関あたり100,000円を限度に予算の範囲内で市長が定める額とする。

### (業務の委託等)

第4条 本事業の実施に当たっては、適切な事業の運営を確保できると認められる団体等に事業の全部又は一部を委託して実施することができる。

- 2 前項に規定する団体等に事業を委託した場合、準備金は委託者に交付する。

### (準備金の交付等)

第5条 準備金の交付を受けようとする場合、対象となる医療機関は、あらかじめ指定する期日までに、様式第1号による口座振込を市長に依頼するものとする。

### (支払いの受付開始日及び期限)

第6条 準備金の支払い受付開始日は、令和3年10月1日とし、受付日の属する月の翌月の月末までに支払わなければならない。

- 2 準備金の受付日は、事業期間が終了する日が属する月の翌月末までとする。

### (交付の決定)

第7条 市長は、医療機関から第5条の規定に基づく振込依頼があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに準備金の交付を決定し、準備金を交付する。

- 2 本準備金の交付決定通知は、医療機関により指定された振込先への振込みを以て代えるものとする。

3 交付を決定したものは、受付日の属する月の翌月の月末までに支払わなければならない。

(準備金の交付等に関する周知等)

第8条 市長は、医療機関準備金交付事業の実施に当たり、交付対象者の要件、支払いの方法、支払い受付開始日等の事業の概要について、医療機関への周知を行う。

(振込依頼が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 医療機関から第6条に定める期限までに第5条の規定による振込依頼が行われなかった場合は、交付対象者が準備金の交付を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第7条の規定による交付の決定を行った後、依頼内容の不備による振込不能等があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず依頼内容の補正が行われず、準備金の支払いができなかったときは、当該依頼が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第10条 市長は、準備金の交付を受けた後に交付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により準備金の交付を受けた者に対して、交付の取消しまたは支払った準備金の返還を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 準備金の交付を受ける権利は、譲り渡し又は担保に供してはならない。

(施行細目)

第12条 この要綱に定めるもののほか、準備金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年5月1日から実施する。

2 この要綱は、第2条各号の要件を満たす者が第5条の規定による振込依頼をする前に医療機関を廃止等した場合においても適用する。

豊中市長様

令和 年 月 日

## 新型コロナウイルスワクチン接種準備金にかかる口座振込依頼書

郵便番号：

医療機関所在地：

医療機関名称：

代表者氏名：

新型コロナウイルスワクチン接種準備金については、下記の口座への振込みを依頼します。

## 振込口座（いずれかに☑）

接種委託料と同じ口座（口座情報の記入は不要です。）

接種委託料と別の口座（口座情報を記入の上、通帳等の写しを添付してください。）



金融機関コード		支店コード	
金融機関名		支店名	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

振込金額

¥100,000-